

頁	旧	新	摘要
3	<p><b>第1編 総則</b>  <b>第4節 災害の想定</b>  <b>3 あま市の概要</b>                      (1) 自然的条件                          ア 位置                              本市は、愛知県の西部に位置し、南東部は名古屋市と大治町、北部は稲沢市、東部は清須市、西部は津島市及び愛西市、南部は蟹江町にそれぞれ接し、東西 7.9km、南北 7.8km で面積は <u>27.59 km<sup>2</sup></u> となっている。                          ウ 気候                              本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季多雨、冬季は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい風が吹き乾燥した快晴の日が多い。平均気温は夏季 27℃前後、冬季 4℃前後となっており、平均年間降雨量は <u>1,500 ミリ</u> 程度である。</p> <p>(2) 社会的条件                          ア 人口及び世帯数                              本市の人口は、昭和 40 年代、50 年代に急激に増加したが、昭和 60 年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成 <u>29 年 12 月 1 日</u> 現在の人口は <u>88,835 人</u> で、このうち 65 歳以上の人口は <u>23,087 人</u> となっており、総人口の <u>26.0</u> パーセントを占めており、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。                              世帯数は、平成 <u>29 年 12 月 1 日</u> 現在 <u>36,228</u> 世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は <u>2.45</u> 人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>	<p><b>第1編 総則</b>  <b>第4節 災害の想定</b>  <b>3 あま市の概要</b>                      (1) 自然的条件                          ア 位置                              本市は、愛知県の西部に位置し、南東部は名古屋市と大治町、北部は稲沢市、東部は清須市、西部は津島市及び愛西市、南部は蟹江町にそれぞれ接し、東西 7.9km、南北 7.8km で面積は <u>27.49 km<sup>2</sup></u> となっている。                          ウ 気候                              本市の気候は、太平洋側気候のうち東海式気候に属し、一般に温暖で夏季多雨、冬季は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の冷たい風が吹き乾燥した快晴の日が多い。平均気温は夏季 27℃前後、冬季 4℃前後となっており、平均年間降雨量は <u>1,700 ミリ</u> 程度である。</p> <p>(2) 社会的条件                          ア 人口及び世帯数                              本市の人口は、昭和 40 年代、50 年代に急激に増加したが、昭和 60 年代から平成にかけては増加のスピードが低下している。平成 <u>30 年 12 月 1 日</u> 現在の人口は <u>88,852 人</u> で、このうち 65 歳以上の人口は <u>23,207 人</u> となっており、総人口の <u>26.1</u> パーセントを占めており、今後も老年人口の増加が予想され、本市においても高齢化現象の傾向が認められる。                              世帯数は、平成 <u>30 年 12 月 1 日</u> 現在 <u>36,568</u> 世帯で、一世帯あたりの平均世帯人員は <u>2.43</u> 人となっており、核家族化の進行がうかがわれる。</p>	<p>数値の更新</p> <p>数値の更新</p> <p>数値の更新</p>
4	<p><b>4 災害の記録</b>                      台風が潮岬付近に上陸してから、わずか 6 時間あまりで本土を縦断した。最大強風域が伊勢湾に集中し、<u>ことに名古屋港では満潮時に遭遇した。</u>この時の最高気象潮は 3.5 メートルを記録した。<u>本市で風の最も強かったのは、夜の 8 時から 2 時間半ほどの間で、風速、高潮ともに名古屋気象台開設以来の最高を記録し、ついに海岸堤防も決壊した。</u>暴風、高潮、豪雨、ともに稀有なもので、河川堤防の決壊が多く、空前の大災害を名古屋や海</p>	<p><b>4 災害の記録</b>                      台風が潮岬付近に上陸してから、わずか 6 時間あまりで本土を縦断した。最大強風域が伊勢湾に集中した。この時の最高気象潮は 3.5 メートルを記録した。風速、高潮ともに名古屋気象台開設以来の最高を記録し、ついに海岸堤防も決壊した。暴風、高潮、豪雨、ともに稀有なもので、河川堤防の決壊が多く、空前の大災害を名古屋や海</p>	<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	摘要
13	<p>部郡南部にもたらした。本市においても南部に位置する七宝地区については、堤防の決壊、浸水被害があった。</p> <p><b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>3 指定地方行政機関（表中）</b>                      中部地方整備局                      (2) 初動対応                      情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。                      （略）</p>	<p>に位置する七宝地区については、堤防の決壊、浸水被害があった。</p> <p><b>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>  <b>3 指定地方行政機関（表中）</b>                      中部地方整備局                      (2) 初動対応                      情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、<u>被災地へのアクセス確保</u>、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。                      （略）</p>	<p>防災基本計画の修正                      (H29.4)</p>
15	<p><b>5 指定公共機関（表中）</b>                      中日本高速道路株式会社                      高速自動車国道、<u>伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）</u>の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p><b>5 指定公共機関（表中）</b>                      中日本高速道路株式会社                      高速自動車国道、一般有料道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</p>	<p>表記の整理</p>
17	<p>(追加)</p>	<p><u>一般社団法人日本建設業連合会</u>  <u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u></p>	<p>指定公共機関の追加                      (H27.10)</p>
17	<p>(追加)</p>	<p><u>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&amp;アイ・ホールディングス</u>  <u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u></p>	<p>指定公共機関の追加                      (H29.7)</p>
18	<p><b>6 指定地方公共機関（表中）</b>                      (追加)                      (略)</p>	<p><b>6 指定地方公共機関（表中）</b>  <u>一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</u>  <u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>                      (略)</p>	<p>指定地方公共機関の追加                      (H30.3)</p>

頁	旧	新	摘要												
21	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)	<p><b>第2編 災害予防</b>  <b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td> <td>市、県</td> <td>1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保	対策の追加
区分	機関名	主な措置													
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 (追加)													
区分	機関名	主な措置													
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	市、県	1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保													
22	<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (1) 自主防災組織の推進                      イ 自主防災組織等との連携体制の推進  <u>いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	<p><b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>  <b>1 市及び県における措置</b>                      (1) 自主防災組織の推進                      イ 自主防災組織等の環境整備  <u>市及び県は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。</u></p>	対策の追加												
22	<p>(2) 防災ボランティア活動の支援                      イ 防災ボランティア活動の環境整備  <u>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり(ネットワーク化)を推進するものとする。</u>                      (追加)</p>	<p>(2) 防災ボランティア活動の支援                      イ 防災ボランティア活動の環境整備  <u>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境を整備を図る。</u></p>	防災基本計画との整合												
23	<p><b>2 市における措置</b>                      市は、自主防災組織が消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、防災訓練に取り組むなど必要な事業</p>	<p><b>2 市における措置</b>                      市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、防災訓練に取</p>	表記の整理												
		<p>(3) 連携体制の確保  <u>日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市及び県は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。</u></p>	表記の整理												

頁	旧	新	摘要																												
25	<p>の実施、支援及び指導に努めるものとする。 (略)</p> <p><b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備                      (ア) 災害時に<u>コーディネーターを派遣することを協力する</u>ボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(3) ボランティア関係団体との連携                      災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及び<u>ボランティアの</u>効果的な活動を担保するため、市は、平素から地域での連絡会の設置、ボランティア関係団体と災害時の協力体制の協定締結等を検討するなど、ボランティア関係団体との連携に努める。</p>	<p>り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 (略)</p> <p><b>5 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b></p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備                      (ア) 災害時にボランティア関係団体（協力団体）にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(3) ボランティア関係団体との連携                      災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及び効果的な活動を担保するため、市は、平素から地域での連絡会の設置、ボランティア関係団体と災害時の協力体制の協定締結等を検討する等、ボランティア関係団体との連携に努める。</p>	表記の整理																												
28	<p><b>第2章 水害予防対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 河川防災対策</td> <td rowspan="2">市、県、中部地方整備局</td> <td>1(1) 河川維持修繕 1(3) 河川改修 (追加) 1(5) 河川情報等の提供 (追加)</td> </tr> <tr> <td>1(6) <u>住民の自発的な行動の促進</u> (追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 浸水想定区域における対策</td> <td rowspan="2">市</td> <td>1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (市における措置) 3 浸水想定区域のある区域における措置 (追加)</td> </tr> <tr> <td>4(1) 計画の<u>策定</u> 4(2) <u>実施状況の確認等</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	市、県、中部地方整備局	1(1) 河川維持修繕 1(3) 河川改修 (追加) 1(5) 河川情報等の提供 (追加)	1(6) <u>住民の自発的な行動の促進</u> (追加)	(略)	(略)	(略)	第3節 浸水想定区域における対策	市	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (市における措置) 3 浸水想定区域のある区域における措置 (追加)	4(1) 計画の <u>策定</u> 4(2) <u>実施状況の確認等</u>	<p><b>第2章 水害予防対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1節 河川防災対策</td> <td rowspan="2">市、県、中部地方整備局</td> <td>1(1) 河川維持修繕 1(3) 河川改修 1(4) <u>総合治水対策</u> 1(5) <u>予想される水災の危険の周知等</u> 1(6) <u>河川情報等の提供</u> 1(7) <u>市民の自発的な行動の促進</u></td> </tr> <tr> <td><u>水防管理者</u> 2 <u>浸水被害軽減地区指定</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3節 浸水想定区域における対策</td> <td rowspan="2">市</td> <td>1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (市における措置) 3 浸水想定区域のある区域における措置 3(3) <u>市長の指示等</u></td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設の所 4(1) 計画の<u>作成</u> 4(2) <u>訓練の実施</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	市、県、中部地方整備局	1(1) 河川維持修繕 1(3) 河川改修 1(4) <u>総合治水対策</u> 1(5) <u>予想される水災の危険の周知等</u> 1(6) <u>河川情報等の提供</u> 1(7) <u>市民の自発的な行動の促進</u>	<u>水防管理者</u> 2 <u>浸水被害軽減地区指定</u>	(略)	(略)	(略)	第3節 浸水想定区域における対策	市	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (市における措置) 3 浸水想定区域のある区域における措置 3(3) <u>市長の指示等</u>	要配慮者利用施設の所 4(1) 計画の <u>作成</u> 4(2) <u>訓練の実施</u>	表記の整理
区分	機関名	主な措置																													
第1節 河川防災対策	市、県、中部地方整備局	1(1) 河川維持修繕 1(3) 河川改修 (追加) 1(5) 河川情報等の提供 (追加)																													
		1(6) <u>住民の自発的な行動の促進</u> (追加)																													
(略)	(略)	(略)																													
第3節 浸水想定区域における対策	市	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (市における措置) 3 浸水想定区域のある区域における措置 (追加)																													
		4(1) 計画の <u>策定</u> 4(2) <u>実施状況の確認等</u>																													
区分	機関名	主な措置																													
第1節 河川防災対策	市、県、中部地方整備局	1(1) 河川維持修繕 1(3) 河川改修 1(4) <u>総合治水対策</u> 1(5) <u>予想される水災の危険の周知等</u> 1(6) <u>河川情報等の提供</u> 1(7) <u>市民の自発的な行動の促進</u>																													
		<u>水防管理者</u> 2 <u>浸水被害軽減地区指定</u>																													
(略)	(略)	(略)																													
第3節 浸水想定区域における対策	市	1 洪水浸水想定区域の指定 2 雨水出水浸水想定区域の指定 (市における措置) 3 浸水想定区域のある区域における措置 3(3) <u>市長の指示等</u>																													
		要配慮者利用施設の所 4(1) 計画の <u>作成</u> 4(2) <u>訓練の実施</u>																													



頁	旧	新	摘要
30	<p>(7) 市民の自発的な行動の促進 市は、水害に直面した際に、住民が適切な行動を選択できるよう、住民目線の情報提供と住民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。</p> <p>(追加)</p> <p><b>2 関連調整事項</b> (略)</p>	<p>(7) 市民の自発的な行動の促進 市及び県は、水害に直面した際に、住民が適切な行動を選択できるよう、住民目線の情報提供と住民の自発的な行動を育む地域協働型の取組を「みずから守るプログラム」として推進する。</p> <p><b>2 水防管理者における措置</b> 水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを、浸水被害軽減地区として指定することができる。</p> <p><b>3 関連調整事項</b> (略)</p>	<p>水防法の改正 (H29.6)</p>
32	<p><b>第3節 浸水想定区域における対策</b> <b>3 浸水想定区域のある区域における措置</b> (追加)</p> <p><b>4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> <u>(1) 計画の策定</u> 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>次の措置をとるよう努めるものとする。</u> <u>ア 計画の策定</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成 <u>イ 訓練の実施</u></p>	<p><b>第3節 浸水想定区域における対策</b> <b>3 浸水想定区域のある区域における措置</b> <u>(3) 市長の指示等</u> 市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、<u>当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p><b>4 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置</b> 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。</u> <u>(1) 計画の作成</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的な計画の作成及び市長への報告 <u>(2) 訓練の実施</u></p>	<p>水防法の改正 (H29.6)</p> <p>水防法の改正 (H29.6)</p>

頁	旧	新	摘要																		
33	<p>(略)</p> <p>ウ 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p><u>(2) 実施状況の確認等</u> 市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</p> <p><b>5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</b> (略) (1) 計画の<u>策定</u> (略) (3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>	<p>(略)</p> <p><u>(3)</u> 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告 (削除)</p> <p><b>5 大規模工場等の所有者又は管理者における措置</b> (略) (1) 計画の<u>作成</u> (略) (3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市長への報告</p>	表記の整理																		
33	<p><b>第4節 農地防災対策</b> <b>2 関連調整事項</b> (1) <u>農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。</u>  (略)</p>	<p><b>第4節 農地防災対策</b> <b>2 関連調整事項</b> (1) <u>老朽ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。</u> <u>また、下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u> (略)</p>	表記の整理																		
35 35	<p><b>第3章 事故・火災等予防対策</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</td> <td>海部東部消防組合</td> <td>1(1) 実態把握調査の実施 1(3) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化</td> </tr> <tr> <td>第4節 高圧ガス保安対策</td> <td>高圧ガス施設の所有</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	海部東部消防組合	1(1) 実態把握調査の実施 1(3) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化	第4節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設の所有	(略)	<p><b>第3章 事故・火災等予防対策</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策</td> <td>海部東部消防組合</td> <td>1(2) 実態把握調査の実施 1(3) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化 1(4) 化学消防力の強化促進</td> </tr> <tr> <td>第4節 高圧ガス保安対策</td> <td>高圧ガス施設の所有</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	海部東部消防組合	1(2) 実態把握調査の実施 1(3) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化 1(4) 化学消防力の強化促進	第4節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設の所有	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	海部東部消防組合	1(1) 実態把握調査の実施 1(3) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化																			
第4節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設の所有	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策	海部東部消防組合	1(2) 実態把握調査の実施 1(3) 危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化 1(4) 化学消防力の強化促進																			
第4節 高圧ガス保安対策	高圧ガス施設の所有	(略)																			

頁	旧			新			摘要												
36		者・管理 者・占有 者			者・管理 者・占有 者														
	(略)		3 災害防止技術及び防災用設備・資 機材の研究開発	(略)		3 災害防止技術の向上													
39	<b>第4節 高圧ガス保安対策</b> 海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部及び県が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。 <b>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）における措置</b> （略）			<b>第4節 高圧ガス保安対策</b> 海部東部消防組合消防本部は、中部近畿産業保安監督部、 <u>県及び名古屋市</u> が実施する、高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するための保安意識の高揚、取締の強化、自主保安体制の整備を重点とした災害予防対策に協力する。 <b>1 中部近畿産業保安監督部及び県（防災局）及び<u>名古屋市</u>における措置</b> （略）															
40	<b>第4章 建築物等の安全化</b> <b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 ライフライン関係施設対策</td> <td>施設管理者</td> <td>1 <u>施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</u></td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者	1 <u>施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</u>	<b>第4章 建築物等の安全化</b> <b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 ライフライン関係施設対策</td> <td>施設管理者</td> <td>1 <u>浸水防止対策等災害に対する安全性の確保及び代替性の確保</u></td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者	1 <u>浸水防止対策等災害に対する安全性の確保及び代替性の確保</u>	表記の整理
区分	機関名	主な措置																	
第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者	1 <u>施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる予防措置</u>																	
区分	機関名	主な措置																	
第2節 ライフライン関係施設対策	施設管理者	1 <u>浸水防止対策等災害に対する安全性の確保及び代替性の確保</u>																	
47	<b>第5章 都市の防災性の向上</b> <b>第1節 都市計画マスタープラン等の策定</b> <b>1 市、県（建設部）における措置</b> (1) 都市計画マスタープランの策定 都市計画区域マスタープランにおいて、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。 さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 （略）			<b>第5章 都市の防災性の向上</b> <b>第1節 都市計画マスタープラン等の策定</b> <b>1 市、県（建設部）における措置</b> (1) 都市計画マスタープランの策定 <u>県都市計画区域マスタープラン及び市都市計画マスタープラン</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備を促進する。 さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 （略）			表記の整理												
	<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b> <b>■ 主な機関の措置</b>			<b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b> <b>■ 主な機関の措置</b>															

頁	旧			新			摘要
	区分	機関名	主な措置	区分	機関名	主な措置	
50	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	消防機関	2 <u>消防施設・設備の整備改善及び性能調査</u>	第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備	消防機関	2 <u>有事の際の即応体制の確立</u>	表記の整理
	<b>5 情報の収集・連絡体制の整備</b>			<b>5 情報の収集・連絡体制の整備</b>			
	(2) <u>通信施設・設備等</u>			(2) <u>通信手段の確保</u>			表記の整理
52	ア 通信施設の防災構造化等 <u>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市町村・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u>			ア 通信施設の防災構造化等 <u>市、県及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u>			
	イ～ウ (略)			イ～ウ (略)			
	エ <u>防災情報システムの整備</u> <u>市、県及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u> <u>また、市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u>			(削除)			運用見直し
54	<b>1 1 罹災証明書の発行体制の整備</b>			<b>1 1 罹災証明書の発行体制の整備</b>			
	(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。 <u>また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</u>			(1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進める等、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。			表記の整理
	(略)			(略)			

頁	旧	新	摘要
55	<p><b>第7章 避難行動の促進対策</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>○ <u>市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全の確保に努める。</u></p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p>	<p><b>第7章 避難行動の促進対策</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 災害から地域住民を安全に避難させ、もって生命、身体の保護を図るため、市長は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における市民の生活環境の確保に努めるものとする。</p> <p>○ 避難勧告等は、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、避難勧告等の判断基準の明確化を図る。</p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難勧告等の伝達手段の多重化・多様化を図る。</p> <p>○ 必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</p>	表記の整理
57	<p><b>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアル</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）、<u>避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p>	<p><b>第3節 避難勧告等の判断及び伝達マニュアル</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、避難指示（緊急）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること</p>	表記の整理
57	<p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること</p>	<p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえる<u>とともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示（緊急）を発令できるよう具体的な区域を設定すること。</u></p>	表記の整理
58	<p>(略)</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言</p> <p>判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 判断基準の設定等に係る助言</p> <p>判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的</p>	表記の整理

頁	旧	新	摘要												
58	<p>部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令する際に</u>、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>市は、<u>避難勧告等を発令しようとする場合において</u>、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	表記の整理												
59	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b></p> <p><b>1 市及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</b></p> <p>(1) 緊急避難場所等の広報</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 避難地区分け</u></p> <p><u>エ～カ</u> (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと</li> <li>・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること</li> </ul>	<p><b>第5節 避難に関する意識啓発</b></p> <p><b>1 市及び県（防災局、建設部、関係部局）における措置</b></p> <p>(1) 緊急避難場所等の広報</p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>ウ～オ</u> (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと</li> <li>・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること</li> </ul>	運用見直し												
60	<p>(3) その他</p> <p>イ 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) その他</p> <p>イ 市は、指定避難場所及び指定避難所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。<u>また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>愛知県避難誘導標識等設置指針の改訂</p>												
62	<p><b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節</td> <td>市、県、</td> <td>1(1) 浸水想定区域内の施設等の公</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節	市、県、	1(1) 浸水想定区域内の施設等の公	<p><b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節</td> <td>市、県、</td> <td>1(1) 浸水想定区域内等の要配慮者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節	市、県、	1(1) 浸水想定区域内等の要配慮者	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第2節	市、県、	1(1) 浸水想定区域内の施設等の公													
区分	機関名	主な措置													
第2節	市、県、	1(1) 浸水想定区域内等の要配慮者													

頁	旧			新			摘要
63	要配慮者支援対策	社会福祉施設等管理者	表 1(12) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の確かつ迅速な伝達	要配慮者支援対策	社会福祉施設等管理者	利用施設に対する対策 (削除)	厚生労働省 「避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正
	<b>第1節 避難場所の指定・整備</b> <b>1 市における措置</b> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等 (略)			<b>第1節 避難場所の指定・整備</b> <b>1 市における措置</b> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備に努めていく。 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、 <u>ホワイトボード</u> 等 (略)			
64	<b>第2節 要配慮者支援対策</b> <b>1 市、県及び社会福祉施設等における対策</b> (3) 避難行動要支援者対策 ア 市は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供			<b>第2節 要配慮者支援対策</b> <b>1 市、県及び社会福祉施設等における対策</b> (3) 避難行動要支援者対策 ア 市は、 <u>要配慮者のうち</u> 災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。 イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供			表記の整理
65	市は、 <u>消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、</u>			市は、避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供で			

頁	旧	新	摘要
65	<p><u>自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に</u>記載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市は、市の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p>	<p>きる避難支援等関係者の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めることとする。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。<u>なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>また、市は、市の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p>	<p>防災基本計画の修正 (H29.4)</p>
67	<p>(追加)</p> <p><u>(11) 浸水想定区域内の施設等の公表</u></p> <p>市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>(11) <u>浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策</u></p> <p><u>ア 浸水想定区域内の施設の公表</u></p> <p>市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>土砂災害防止法の改正 (H29.6)</p>
67	<p><u>(12) 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p>市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p><u>イ 洪水時等の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u></p> <p>市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>土砂災害防止法の改正 (H29.6)</p>
67	<p>(追加)</p>	<p><u>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u></p> <p><u>(7) 計画の作成等</u></p>	<p>水防法及び土砂災害防止法の改正 (H29.6)</p>
67		<p>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、<u>避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓</u></p>	

頁	旧	新	摘要												
67		<p><u>練を実施するものとする。</u></p> <p>(イ) <u>施設管理者等に対する防災知識の普及</u> 市は、<u>市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。</u></p> <p>(ウ) <u>施設管理者等に対する支援</u> 市及び県の関係部局は、<u>当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</u></p> <p>(エ) <u>市長の指示等</u> 市長は、<u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改正 (H29.6)</p>												
69	<p><b>第9章 広域応援体制の整備</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="188 1043 1061 1198"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>市、県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市、県	(略)	<p><b>第9章 広域応援体制の整備</b></p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1093 1043 1966 1198"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</td> <td>海部東部消防組合、県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	海部東部消防組合、県	(略)	<p>名称の変更</p> <p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	市、県	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	海部東部消防組合、県	(略)													
70	<p><b>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b></p> <p><b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>市及び県は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</p>	<p><b>第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b></p> <p><b>1 海部東部消防組合における措置</b></p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>海部東部消防組合は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。</p>													



頁	旧	新	摘要
76	<p>⑤ 避難するときの携行品を非常袋に入れ、準備しておく。</p> <p>⑥ 家や塀、商店の看板などを補修し、溝や下水は流れをよくしておく。</p> <p>⑦ 電灯の引込線がたるんでいたり、破損していると、屋根や雨どいなどに触れて、漏電やスパークを起こし、火事になったり感電の<u>危険</u>があるので、事前に電力会社に知らせて修理しておく。</p> <p>⑧ 風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は、切り落しておく。</p> <p>⑨ プロパンガスのボンベは、倒れたり、浸水の時流されたりしないよう<u>安全にとめて</u>おく。</p> <p>● 平常時から備えておく防災グッズ 各家庭の状況に応じて、水、<u>食品</u>のほか、印鑑、現金、<u>救急箱</u>、<u>貯金通帳</u>、懐中電灯、ライター、缶きり、ロウソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、インスタントラーメン、ラジオ、電池、ハブラシなどを平常時から備えておくことが大切です。</p> <p>● 災害発生時の心得に関する事項</p> <p>① ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。</p> <p>② 外出や旅行はできる限り見合わせる。</p> <p>③ 窓や雨戸などは、針金で<u>止める</u>か板を当てる<u>等</u>して、早めに補強しておく。</p> <p>④ 風当りの強い場所のガラス窓は、ビニールテープなどを貼り補強しておく。</p> <p>⑤ 煙突、看板、塀などを針金で十分補強しておく。</p> <p>⑥ 浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や2階へ移す。</p> <p>⑦ 川の近くに住んでいる人は、川の水かさに注意する。</p> <p>⑧ 増水などの危険を知らせるサイレン、警報に気を付け、隣り近所に知らせ合いましょう。</p> <p>⑨ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に触れないようにする。</p>	<p>⑤ 避難するときの携行品を非常袋に入れ、準備しておく。</p> <p>⑥ 家や塀、商店の看板等を補修し、溝や下水は流れをよくしておく。</p> <p>⑦ 電灯の引込線がたるんでいたり、破損していると、屋根や雨どい等に触れて、漏電やスパークを起こし、火事になったり感電の<u>危険性</u>があるので、事前に電力会社に知らせて修理しておく。</p> <p>⑧ 風で折れたり、電線に触れたりするおそれのある木の枝は、切り落しておく。</p> <p>⑨ プロパンガスのボンベは、倒れたり、浸水の時流されたりしないよう<u>安全に留めて</u>おく。</p> <p>● 平常時から備えておく防災グッズ 各家庭の状況に応じて、水、<u>非常食</u>のほか、印鑑、現金、<u>貯金通帳</u>、<u>救急箱</u>、懐中電灯、ライター、缶きり、ロウソク、ナイフ、衣類、手袋、ほ乳びん、インスタントラーメン、ラジオ、電池、ハブラシ等を平常時から備えておくことが大切です。</p> <p>● 災害発生時の心得に関する事項</p> <p>① ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。</p> <p>② 外出や旅行はできる限り見合わせる。</p> <p>③ 窓や雨戸等は、針金で<u>留める</u>か板を当てる<u>など</u>をして、早めに補強しておく。</p> <p>④ 風当りの強い場所のガラス窓は、ビニールテープ等を貼り補強しておく。</p> <p>⑤ 煙突、看板、塀等を針金で十分補強しておく。</p> <p>⑥ 浸水のおそれのあるところでは、家財道具を台の上や2階へ移す。</p> <p>⑦ 川の近くに住んでいる人は、川の水かさに注意する。</p> <p>⑧ 増水等の危険を知らせるサイレン、警報に気を付け、隣り近所に知らせ合いましょう。</p> <p>⑨ 切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に触れないようにする。</p>	表記の整理
77	<p><b>第3節 防災のための教育</b></p> <p><b>1 市、県（教育委員会）における措置</b></p> <p>(2) 関係職員の専門的知識の<u>かん</u>養及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配付・講習会及び研究会等</p>	<p><b>第3節 防災のための教育</b></p> <p><b>1 市、県（教育委員会）における措置</b></p> <p>(2) 関係職員の専門的知識の<u>涵（かん）</u>養及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配付・講習会及び研究会等</p>	表記の整理

頁	旧	新	摘要								
78	<p>に実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>かん養</u>及び技能の向上を図る。 (略)</p> <p><b>2 職員に対する防災教育</b> 防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務等の知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会、映画会等を実施し、その指導を行うものとする。これらの教育は、必要に応じ、国、県等の防災関係機関と協力して実施する。 職員に対する防災教育は、市の地域防災計画及びあま市災害対策本部所掌事務に基づき「あま市災害時職員初動マニュアル」を策定するものとし、次の項目について教育する。 (略)</p>	<p>に実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>涵(かん)養</u>及び技能の向上を図る。 (略)</p> <p><b>2 職員に対する防災教育</b> 防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもちろん、一般職員に対しても、機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各部局において処理すべき防災に関する事務又は業務等の知識及び実務等に関する講習会、研究会、研修会、映画会等を実施し、その指導を行うものとする。これらの教育は、必要に応じ、国、県等の防災関係機関と協力して実施する。 職員に対する防災教育は、市の地域防災計画及びあま市災害対策本部所掌事務に基づき「あま市災害時応急対策活動マニュアル」を策定するものとし、次の項目について教育する。 (略)</p>	表記の整理								
80	<p><b>第11章 防災に関する調査研究の推進</b> <b>第1節 防災に関する調査研究の推進</b> <b>2 市における措置</b> (2) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。 (略)</p>	<p><b>第11章 防災に関する調査研究の推進</b> <b>第1節 防災に関する調査研究の推進</b> <b>2 市における措置</b> (2) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を<u>世界測地系による数値情報により</u>正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。 (略)</p>	表記の整理								
82	<p><b>第3編 災害応急対策</b> <b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b> <b>第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営</b> <b>1 市における措置</b> (1) 災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準(表中)</p> <table border="1" data-bbox="190 1345 1064 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 1345 396 1377">設置区分</th> <th data-bbox="396 1345 1064 1377">設置基準(風水害等関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 1377 396 1449">気象警報等による場合</td> <td data-bbox="396 1377 1064 1449">・次の警報のいずれかが<u>尾張西部</u>に発表され、市長が認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準(風水害等関係)	気象警報等による場合	・次の警報のいずれかが <u>尾張西部</u> に発表され、市長が認めるとき。	<p><b>第3編 災害応急対策</b> <b>第1章 活動態勢(組織の動員配備)</b> <b>第1節 災害対策本部及び警戒班の設置・運営</b> <b>1 市における措置</b> (1) 災害対策本部の設置 ア 設置・廃止基準(表中)</p> <table border="1" data-bbox="1093 1345 1966 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 1345 1299 1377">設置区分</th> <th data-bbox="1299 1345 1966 1377">設置基準(風水害等関係)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1377 1299 1449">気象警報等による場合</td> <td data-bbox="1299 1377 1966 1449">・次の警報のいずれかが<u>あま市</u>に発表され、市長が認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table>	設置区分	設置基準(風水害等関係)	気象警報等による場合	・次の警報のいずれかが <u>あま市</u> に発表され、市長が認めるとき。	表記の整理
設置区分	設置基準(風水害等関係)										
気象警報等による場合	・次の警報のいずれかが <u>尾張西部</u> に発表され、市長が認めるとき。										
設置区分	設置基準(風水害等関係)										
気象警報等による場合	・次の警報のいずれかが <u>あま市</u> に発表され、市長が認めるとき。										

頁	旧			新			摘要												
87	<p>(大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、木曽川中流氾濫警戒情報、下流氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報)</p> <p>イ 災害対策本部の設置場所 災害対策本部はあま市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は、<u>速やかに代替施設を指定し、職員及び住民に周知するものとする。</u></p> <p>(追加) (追加) (追加) (略)</p> <p><b>9 参集場所</b> 参集場所は本庁舎とするが、その他の公共施設の職員は、当該各施設に参集するものとする。</p> <p style="text-align: center;">〈参集時の留意事項〉</p> <table border="1" data-bbox="190 882 1061 979"> <tr> <td data-bbox="190 882 472 979">参集途上の情報収集</td> <td data-bbox="472 882 1061 979">道路の通行可能状況、各地区の被害状況等、気が付いた点を<u>参集後、直ちに</u>所属長等に報告する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>			参集途上の情報収集	道路の通行可能状況、各地区の被害状況等、気が付いた点を <u>参集後、直ちに</u> 所属長等に報告する。	<p>(大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、大雨警報、暴風警報、洪水警報、暴風雪警報、木曽川中流氾濫警戒情報、下流氾濫警戒情報、日光川氾濫警戒情報、庄内川氾濫警戒情報、新川氾濫警戒情報)</p> <p>イ 災害対策本部の設置場所 災害対策本部はあま市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は、<u>代替施設を次のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第1順位 甚目寺庁舎 第2順位 甚目寺総合体育館 第3順位 七宝体育館</p> <p>(略)</p> <p><b>9 参集場所</b> 参集場所は本庁舎とするが、その他の公共施設の職員は、当該各施設に参集するものとする。</p> <p style="text-align: center;">〈参集時の留意事項〉</p> <table border="1" data-bbox="1093 882 1964 979"> <tr> <td data-bbox="1093 882 1375 979">参集途上の情報収集</td> <td data-bbox="1375 882 1964 979">道路の通行可能状況、各地区の被害状況等、気が付いた点を<u>逐時</u>所属長等に報告する。</td> </tr> </table> <p>(略)</p>			参集途上の情報収集	道路の通行可能状況、各地区の被害状況等、気が付いた点を <u>逐時</u> 所属長等に報告する。	<p>対策の追記</p> <p>表記の整理</p>								
参集途上の情報収集	道路の通行可能状況、各地区の被害状況等、気が付いた点を <u>参集後、直ちに</u> 所属長等に報告する。																		
参集途上の情報収集	道路の通行可能状況、各地区の被害状況等、気が付いた点を <u>逐時</u> 所属長等に報告する。																		
91	<p><b>第2章 避難行動</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="190 1171 1061 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 1171 472 1211">区分</th> <th data-bbox="472 1171 607 1211">機関名</th> <th data-bbox="607 1171 1061 1211">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 1211 472 1399">第2節 避難勧告・指示等</td> <td data-bbox="472 1211 607 1399">名古屋 地方気 象台、中 部地方 整備局</td> <td data-bbox="607 1211 1061 1399">4(1) 市長への助言、<u>ホットラインによる情報提供・共有</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>9 気象警報等の伝達系統</b></p>			区分	機関名	主な措置	第2節 避難勧告・指示等	名古屋 地方気 象台、中 部地方 整備局	4(1) 市長への助言、 <u>ホットラインによる情報提供・共有</u>	<p><b>第2章 避難行動</b> <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1093 1171 1964 1399"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 1171 1375 1211">区分</th> <th data-bbox="1375 1171 1509 1211">機関名</th> <th data-bbox="1509 1171 1964 1211">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1211 1375 1399">第2節 避難勧告・指示等</td> <td data-bbox="1375 1211 1509 1399">名古屋 地方気 象台、中 部地方 整備局</td> <td data-bbox="1509 1211 1964 1399">4(1) 市長への助言</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>9 気象警報等の伝達系統</b></p>			区分	機関名	主な措置	第2節 避難勧告・指示等	名古屋 地方気 象台、中 部地方 整備局	4(1) 市長への助言	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																	
第2節 避難勧告・指示等	名古屋 地方気 象台、中 部地方 整備局	4(1) 市長への助言、 <u>ホットラインによる情報提供・共有</u>																	
区分	機関名	主な措置																	
第2節 避難勧告・指示等	名古屋 地方気 象台、中 部地方 整備局	4(1) 市長への助言																	

頁	旧	新	摘要																																															
93	(4) 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位(特別警戒水位)、氾濫危険水位、氾濫発生) …図4  (5) 火災気象通報の伝達系統…図5 (6) 火災警報の伝達系統 …図6	(4) 水位周知河川の水位情報 (避難判断水位(特別警戒水位)、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)、 氾濫発生) …図4 (5) 火災気象通報 …図5 (6) 火災警報 …図6	表記の整理																																															
98	<b>図4 水位周知河川の水位情報(避難判断水位(特別警戒水位)、氾濫危険水位、氾濫発生)</b> 知事が通知する水位周辺河川(避難判断水位(特別警戒水位)、氾濫危険水位、氾濫発生)は次のとおりである。 (略)	<b>図4 水位周知河川の水位情報(避難判断水位(特別警戒水位)、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)、氾濫発生)</b> 知事が通知する水位周辺河川(避難判断水位、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)、氾濫発生)は次のとおりである。 (略)	表記の整理																																															
101	<b>1.1 気象予報警報等の種類と発表基準</b> (1) 気象・水象に関する予報警報 平成27年3月26日現在	<b>1.1 気象予報警報等の種類と発表基準</b> (1) 気象・水象に関する予報警報 平成30年10月25日現在	表記の整理																																															
	<table border="1"> <tr> <td>あま市</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td>大雨</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>五条川流域=19.7 蟹江流域=10.9 福田流域=12.1</td> </tr> <tr> <td>複合基準※1</td> <td>蟹江川流域=(10、13.1)、福田川流域=(10、13.1) 新川流域=(10、34.4)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>庄内川[志段味・枇杷島]、愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]、愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	あま市	(略)			警報	大雨	(略)		洪水	流域雨量指数基準	五条川流域=19.7 蟹江流域=10.9 福田流域=12.1	複合基準※1	蟹江川流域=(10、13.1)、福田川流域=(10、13.1) 新川流域=(10、34.4)	指定河川洪水予報による基準	庄内川[志段味・枇杷島]、愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]、愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	暴風	(略)		暴風雪	(略)		大雪	(略)		<table border="1"> <tr> <td>あま市</td> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">警報</td> <td>大雨</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水</td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>五条川流域=24.7 蟹江流域=13.6 福田流域=12.1</td> </tr> <tr> <td>複合基準※1</td> <td>蟹江川流域=(10、13.1)、福田川流域=(10、10.8) 新川流域=(10、34.4)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>木曾川中流[犬山・笠松]、庄内川[志段味・枇杷島]、愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]、愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>暴風雪</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>大雪</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </table>	あま市	(略)			警報	大雨	(略)		洪水	流域雨量指数基準	五条川流域=24.7 蟹江流域=13.6 福田流域=12.1	複合基準※1	蟹江川流域=(10、13.1)、福田川流域=(10、10.8) 新川流域=(10、34.4)	指定河川洪水予報による基準	木曾川中流[犬山・笠松]、庄内川[志段味・枇杷島]、愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]、愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]	暴風	(略)		暴風雪	(略)		大雪	(略)	
あま市	(略)																																																	
警報	大雨	(略)																																																
	洪水	流域雨量指数基準	五条川流域=19.7 蟹江流域=10.9 福田流域=12.1																																															
		複合基準※1	蟹江川流域=(10、13.1)、福田川流域=(10、13.1) 新川流域=(10、34.4)																																															
		指定河川洪水予報による基準	庄内川[志段味・枇杷島]、愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]、愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]																																															
	暴風	(略)																																																
暴風雪	(略)																																																	
大雪	(略)																																																	
あま市	(略)																																																	
警報	大雨	(略)																																																
	洪水	流域雨量指数基準	五条川流域=24.7 蟹江流域=13.6 福田流域=12.1																																															
		複合基準※1	蟹江川流域=(10、13.1)、福田川流域=(10、10.8) 新川流域=(10、34.4)																																															
		指定河川洪水予報による基準	木曾川中流[犬山・笠松]、庄内川[志段味・枇杷島]、愛知県日光川水系 日光川[戸苺・古瀬]、愛知県庄内川水系 新川[水場川外水位]																																															
	暴風	(略)																																																
暴風雪	(略)																																																	
大雪	(略)																																																	

頁	旧		新		摘要								
	波浪	(略)	波浪	(略)									
	高潮	(略)	高潮	(略)									
	(略)		(略)										
104	<p><b>第2節 避難勧告・指示等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>ア 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u></p>		<p><b>第2節 避難勧告・指示等</b></p> <p><b>1 市における措置</b></p> <p>(1) 避難勧告等</p> <p>ア 避難勧告・避難指示（緊急）</p> <p>気象警報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。</p> <p>その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。</p> <p>避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。</p> <p>また、<u>夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</u></p>										
104	<p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（<u>家屋被害に対する事前対策や避難場所</u>で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて<u>指定緊急避難場所</u>を開設する。</p> <p>(略)</p>		<p>イ 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>一般住民に対して避難準備（<u>避難所</u>で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める。</p> <p>また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて<u>避難所</u>開設する。</p> <p>(略)</p>		表記の整理								
107	<p><b>8 避難の勧告・指示の内容</b></p> <p>(2) 避難勧告、指示等の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始の発表</td> <td>◆市内河川の水位が<u>氾濫注意水位</u>に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	避難準備・高齢者等避難開始の発表	◆市内河川の水位が <u>氾濫注意水位</u> に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合	<p><b>8 避難の勧告・指示の内容</b></p> <p>(2) 避難勧告、指示等の基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始の発表</td> <td>◆市内河川の水位が<u>避難判断水位</u>に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	避難準備・高齢者等避難開始の発表	◆市内河川の水位が <u>避難判断水位</u> に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合	表記の整理
区分	内容												
避難準備・高齢者等避難開始の発表	◆市内河川の水位が <u>氾濫注意水位</u> に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合												
区分	内容												
避難準備・高齢者等避難開始の発表	◆市内河川の水位が <u>避難判断水位</u> に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合												

頁	旧		新		摘要
	避難勧告の発令	<p>◆市内河川の水位が<u>避難判断水位</u>に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合</p> <p>◆災害対策本部、消防、警察などの巡視及び住民などの通報により、市が堤防等の異常を覚知したとき</p>	避難勧告の発令	<p>◆市内河川の水位が<u>氾濫危険水位</u>に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が50mmを超える場合</p> <p>◆災害対策本部、消防、警察等の巡視及び住民等の通報により、市が堤防等の異常を覚知したとき</p>	
	避難指示（緊急）の発令	<p>◆市内河川の水位が<u>氾濫危険水位</u>に達したとき</p> <p>◆災害対策本部、消防、警察などの巡視及び住民などの通報により、市が堤防等の異常を覚知したとき</p>	避難指示（緊急）の発令	<p>◆市内河川の水位が<u>堤防天橋水位</u>に達したとき</p> <p>◆災害対策本部、消防、警察等の巡視及び住民等の通報により、市が堤防等の異常を覚知したとき</p>	
107	<p><b>9 避難の措置と周知</b></p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>ア 避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、<u>防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</u></p> <p>イ 伝達手段は、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは<u>自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</u></p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>(略)</p>		<p><b>9 避難の措置と周知</b></p> <p>(1) 住民への周知徹底</p> <p>ア 避難の勧告・指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。</p> <p>イ 伝達手段は、<u>防災情報メール、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</u></p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>(略)</p>		<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
109	<p><b>第3節 住民等の避難誘導</b></p> <p><b>2 避難行動要支援者の支援</b></p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p><u>要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対しては、広報車や携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等に対してはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p> <p>(略)</p>		<p><b>第3節 住民等の避難誘導</b></p> <p><b>2 避難行動要支援者の支援</b></p> <p>(2) 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>ア 避難のための情報伝達</p> <p>避難行動要支援者に対しては、広報車や携帯端末の緊急速報メール等複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等に対しては、<u>その障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。</u></p> <p>(略)</p>		<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	摘要
117	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>  <b>第2節 通信手段の確保</b>  <b>1 市における措置</b></p> <p>(4) 防災相互通信用無線局の活用  陸上移動局（表中）  <u>69局</u></p> <p>(5) 電話・電報施設の優先利用  ア 一般電話及び電報  <u>ア 災害時優先電話</u></p> <p>(略)</p> <p><u>イ 非常扱いの電報</u>  <u>天災事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、非常扱いの通話に準ずる事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。ただし、気象業務法に基づく警報の次順位となる。</u>  <u>電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</u></p> <p>■ 発信時の明示事項</p> <p><u>① 非常扱いの電報の申し込みであること。</u>  <u>② 発信電話番号と機関名</u>  <u>③ 電報の宛先の住所と機関名等の名称</u>  <u>④ 通信文と発信人名</u></p> <p><u>ウ 緊急扱いの電報</u>  <u>非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。</u>  <u>電報発信に当たって電話により緊急扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115番」（22時以降翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げる。</u></p> <p>■ 発信時の明示事項</p>	<p><b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>  <b>第2節 通信手段の確保</b>  <b>1 市における措置</b></p> <p>(4) 防災相互通信用無線局の活用  陸上移動局（表中）  <u>64局</u></p> <p>(5) 電話施設の優先利用  ア 一般電話 <u>（災害時優先電話）</u></p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>表記の整理</p> <p>運用の見直し</p> <p>運用の見直し</p>

頁	旧	新	摘要												
118	<p>① 緊急扱いの電報の申し込みであること。                  ② 発信電話番号と機関名                  ③ 電報の宛先の住所と機関名等の名称                  ④ 通信文と発信人名</p> <p>a 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告、又は警報を内容とする電報であって、気象庁及び出先機関相互に行うもの                  b 航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって、遭難の事実を知った者とその救援に直接関係ある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの                  c 火災、集団的疾患、交通機関の重大な事故その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その事実を知った者とその予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間、又はこれらの機関相互間に発受するもの</p> <p>(追加)</p>	<p>(8) 衛星通信施設の使用                  市、防災関係機関及び県は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地上衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。</p> <p>(9) (略)</p>	表記の整理												
119	(8) (略)	(8) (略)													
121	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>市</td> <td>1(1) 応援要請の決定 1(2) 知事に対する応援要求等 1(3) 他の市町村長に対する応援要求 (追加) 1(4) 相互応援協定に基づく応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	市	1(1) 応援要請の決定 1(2) 知事に対する応援要求等 1(3) 他の市町村長に対する応援要求 (追加) 1(4) 相互応援協定に基づく応援要請	<p><b>第4章 応援協力・派遣要請</b>  <b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 応援協力</td> <td>市</td> <td>1(1) 応援要請の決定 1(2) 知事に対する応援要求等 1(3) 他の市町村長に対する応援要求 1(4) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 1(5) 相互応援協定に基づく応援要請</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 応援協力	市	1(1) 応援要請の決定 1(2) 知事に対する応援要求等 1(3) 他の市町村長に対する応援要求 1(4) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 1(5) 相互応援協定に基づく応援要請	表記の整理
区分	機関名	主な措置													
第1節 応援協力	市	1(1) 応援要請の決定 1(2) 知事に対する応援要求等 1(3) 他の市町村長に対する応援要求 (追加) 1(4) 相互応援協定に基づく応援要請													
区分	機関名	主な措置													
第1節 応援協力	市	1(1) 応援要請の決定 1(2) 知事に対する応援要求等 1(3) 他の市町村長に対する応援要求 1(4) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 1(5) 相互応援協定に基づく応援要請													
122	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入</td> <td>市</td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>	第4節 ボランティアの受入	市	1 災害ボランティアセンターの設置 (追加)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第4節 ボランティアの受入</td> <td>市</td> <td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割</td> </tr> </tbody> </table>	第4節 ボランティアの受入	市	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割							
第4節 ボランティアの受入	市	1 災害ボランティアセンターの設置 (追加)													
第4節 ボランティアの受入	市	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割													

頁	旧			新			摘要
122			<u>2</u> ボランティア団体との連携			<u>3</u> ボランティア団体との連携	表記の整理
	第5節 防災活動拠点の確保	市	<u>1</u> 防災活動拠点の確保 <u>2</u> ヘリポート、宿泊施設等の準備	第5節 防災活動拠点の確保	市	<u>2</u> 防災活動拠点の確保 <u>4</u> ヘリポート、宿泊施設等の準備	
123	<b>第1節 応援協力</b> <b>1 市における措置</b> (追加)  <u>(4)</u> (略)			<b>第1節 応援協力</b> <b>1 市における措置</b> <u>(4)</u> 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。 <u>(5)</u> (略)			
133	<b>第4節 ボランティアの受入</b> (追加)			<b>第4節 ボランティアの受入</b> <b>3 ボランティア団体等との連携</b> 市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPOなどのボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。			表記の整理
134	<b>3 協力が予想されるボランティア団体等</b> (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、 <u>日本ボーイスカウト愛知連盟</u> 、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード(協定締結時：震災から学ぶボランティアネットの会)、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、 <u>トヨタグループ災害Vネット</u> 、特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会			<b>4 協力が予想されるボランティア団体等</b> (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体 日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、 <u>一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟</u> 、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、 <u>トヨタボランティアセンター</u> 、 <u>認定特定非営利活動法人愛知ネット</u> 、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会			名称の変更
134	<b>4 防災ボランティアの活動対象</b> (略)			<b>5 防災ボランティアの活動対象</b> (略)			

頁	旧	新	摘要																																																																																																							
135	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保</b> (追加)</p> <table border="1"> <tr> <th>要件等</th> <th>1 地区防災活動拠点</th> <th>2 地域防災活動拠点</th> <th>3 広域防災活動拠点</th> <th>4 中核広域防災活動拠点</th> <th>5 航空広域防災活動拠点</th> <th>6 臨海広域防災活動拠点</th> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等</td> <td>広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>県内市町村等</td> <td>隣接県等</td> <td colspan="3">中部・全国の都道府県等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>郡単位、広域圏単位の活動拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> <td>全県で中心となる活動拠点</td> <td>主に空輸される要員、物資の集積拠点</td> <td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>郡又は圏域単位で1か所程度</td> <td>県内に数か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能</td> <td>30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能</td> <td>中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td> </tr> <tr> <td>できれば倉庫等</td> <td>できれば倉庫、宿泊施設等</td> <td>倉庫等宿泊施設</td> <td>倉庫等宿泊施設</td> <td>倉庫等滑走路</td> <td>耐震岸壁 1万ト級の係留施設</td> </tr> </table>	要件等	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁 1万ト級の係留施設	<p><b>第5節 防災活動拠点の確保</b> <b>3 防災活動拠点の区分と要件等</b></p> <table border="1"> <tr> <th>要件等</th> <th>1 地区防災活動拠点</th> <th>2 地域防災活動拠点</th> <th>3 広域防災活動拠点</th> <th>4 中核広域防災活動拠点</th> <th>5 航空広域防災活動拠点</th> <th>6 臨海広域防災活動拠点</th> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>市</td> <td>県及び政令市</td> <td>県及び政令市</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等</td> <td>複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等</td> <td>広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等</td> <td>全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>応援の規模</td> <td>隣接市町村等</td> <td>県内市町村等</td> <td>隣接県等</td> <td colspan="3">中部・全国の都道府県等</td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>被災市町村内の活動拠点</td> <td>郡単位、広域圏単位の活動拠点</td> <td>広域、全県的な活動拠点</td> <td>全県で中心となる活動拠点</td> <td>主に空輸される要員、物資の集積拠点</td> <td>海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点</td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>市町村で1か所程度</td> <td>郡又は圏域単位で1か所程度</td> <td>県内に数か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に1か所程度</td> <td>県内に3か所程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件 面積</td> <td>1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能</td> <td>10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能</td> <td>30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能</td> <td>中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能</td> <td>ストックヤード 10ヘクタール程度以上</td> </tr> <tr> <td>できれば倉庫</td> <td>できれば倉庫、宿泊施設等</td> <td>倉庫等宿泊施設</td> <td>倉庫等宿泊施設</td> <td>倉庫等滑走路</td> <td>耐震岸壁 1万ト級の係留施設</td> </tr> </table>	要件等	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点	設置主体	市	県及び政令市	県及び政令市	県			災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等			応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等			役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点	拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度	要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上	できれば倉庫	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁 1万ト級の係留施設	表記の整理
要件等	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点																																																																																																				
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等																																																																																																						
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等																																																																																																						
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点																																																																																																				
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度																																																																																																				
面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上																																																																																																				
	できれば倉庫等	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁 1万ト級の係留施設																																																																																																				
要件等	1 地区防災活動拠点	2 地域防災活動拠点	3 広域防災活動拠点	4 中核広域防災活動拠点	5 航空広域防災活動拠点	6 臨海広域防災活動拠点																																																																																																				
設置主体	市	県及び政令市	県及び政令市	県																																																																																																						
災害想定 の規模	市町村区域内 ・林野火災 ・局地的な土砂災害等	複数の市町村に及ぶ災害 ・相当規模の林野火災 ・相当規模の風水害、土砂災害等	広域の市町村に及ぶ災害 ・大規模な地震災害 ・大規模な風水害等	全県に及ぶ災害、大都市の災害 ・大規模激甚な地震災害 ・大規模激甚な風水害等																																																																																																						
応援の規模	隣接市町村等	県内市町村等	隣接県等	中部・全国の都道府県等																																																																																																						
役割	被災市町村内の活動拠点	郡単位、広域圏単位の活動拠点	広域、全県的な活動拠点	全県で中心となる活動拠点	主に空輸される要員、物資の集積拠点	海上輸送される要員、物資の揚陸・集積拠点																																																																																																				
拠点数	市町村で1か所程度	郡又は圏域単位で1か所程度	県内に数か所程度	県内に1か所程度	県内に1か所程度	県内に3か所程度																																																																																																				
要件 面積	1ヘクタール程度以上 できれば中型ヘリコプターの離着陸が可能	3ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能	10ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、複数機の駐機が可能	30ヘクタール程度以上 中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	中型ヘリコプターの離着陸が可能で、相当機の駐機が可能	ストックヤード 10ヘクタール程度以上																																																																																																				
	できれば倉庫	できれば倉庫、宿泊施設等	倉庫等宿泊施設	倉庫等宿泊施設	倉庫等滑走路	耐震岸壁 1万ト級の係留施設																																																																																																				
136	<p><b>3 ヘリポート、宿泊施設等の準備</b> (略)</p>	<p><b>4 ヘリポート、宿泊施設等の準備</b> (略)</p>																																																																																																								
140	<p><b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b> <b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画</td> <td></td> </tr> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画		<p><b>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b> <b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画</td> <td></td> </tr> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画																																																																																									
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																																																							
市		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画																																																																																																								
機関名	事前	被害発生中	事後																																																																																																							
市		○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画																																																																																																								

頁	旧	新	摘要																
143	<p>○DMATの派遣要請 (追加)</p> <p><b>第2節 防疫・保険衛生</b> <b>1 市における措置</b> (2) 防疫活動 ウ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律</u>による生活の用に供される水の供給を実施する。 (略)</p>	<p>○DMATの派遣要請 ○DPATの派遣要請</p> <p><b>第2節 防疫・保険衛生</b> <b>1 市における措置</b> (2) 防疫活動 ウ <u>感染症法</u>による生活の用に供される水の供給を実施する。 (略)</p>	表記の整理																
144	<p><b>3 健康管理</b> (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。 (略)</p>	<p><b>3 健康管理</b> (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、<u>医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u> (略)</p>	愛知県災害時保健師活動マニュアルとの整合																
146	<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b> <b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報提供 ○ 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加) (略)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報提供 ○ 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保		<p><b>第7章 交通の確保・緊急輸送対策</b> <b>■ 主な機関の応急活動</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td></td> <td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報提供 ○ <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※) 地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体(愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部)により実施</u> (略)</p>	機関名	事前	被害発生中	事後	市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報提供 ○ <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)</u>		表記の整理 対策の追加
機関名	事前	被害発生中	事後																
市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報提供 ○ 道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保																	
機関名	事前	被害発生中	事後																
市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報提供 ○ <u>道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保(※)</u>																	
157	<p><b>第8章 水害防除対策</b> <b>第1節 水防</b> <b>1 水防管理者(市、海部地区水防事務組合)における措置</b> (2) 水防活動 (追加)</p>	<p><b>第8章 水害防除対策</b> <b>第1節 水防</b> <b>1 水防管理者(市、海部地区水防事務組合)における措置</b> (2) 水防活動 <u>キ 緊急通行</u> <u>水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水</u></p>	水防法の改正(H29.6)																

頁	旧	新	摘要												
157	<p>(追加)</p> <p>(略)</p>	<p><u>面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p>ク 公用負担  <u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u></p> <p>(略)</p>	<p>水防法の改正 (H29.6)</p>												
168	<p><b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、<u>食料</u>、生活必需品を供給する。</p> <p>○ 災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を<u>生じ、又は支障を生ずるおそれのある場合は、被災者等を保護するため、備蓄食糧、炊出しその他による食品の供給を実施する。</u></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>○ 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="188 1251 1064 1476"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>市</td> <td>1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 給水	市	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮	<p><b>第10章 水・食品・生活必需品等の供給</b></p> <p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 被災住民に対し、最低限必要な水、<u>食品</u>、生活必需品を供給する。</p> <p>○ 災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を<u>生ずる又はそのおそれのある場合は、被災者等を保護するため、備蓄食糧、炊き出しその他による食品の供給を実施する。</u></p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮するものとする。</p> <p>○ 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。</p> <p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1090 1251 1966 1476"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 給水</td> <td>市</td> <td>1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 給水	市	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置													
第1節 給水	市	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮													
区分	機関名	主な措置													
第1節 給水	市	1(1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給 1(2) 断水が生じた場合の措置 1(3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮													

頁	旧			新			摘要												
168			(追加)			1(4) 取水及び浄水方法	表記の整理												
	(略)			(略)															
175	<b>第11章 環境汚染防止及び地域安全</b> <b>第1節 環境汚染防止対策</b> <b>1 市及び県（環境部）における措置</b> (2) 環境調査 被災の状況など必要に応じ、有害物質による環境汚染の状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。 (略)			<b>第11章 環境汚染防止及び地域安全</b> <b>第1節 環境汚染防止対策</b> <b>1 市及び県（環境部）における措置</b> (2) 環境調査 被災の状況など必要に応じて、有害物質の漏えい及び石綿の飛散状況について環境調査を実施し、関係機関へ情報提供することにより、被害の拡大防止に努める。 (略)			防災基本計画の修正 (H29.4)  表記の整理												
176	<b>2 津島警察署における措置</b> (1) 社会秩序の維持対策 ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯団体等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。 (略)			<b>2 津島警察署における措置</b> (1) 社会秩序の維持対策 ア 被災地及びその周辺において、独自に又は地域防犯団体等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。 (略)															
183	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b> <b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区分</th> <th style="width:15%;">機関名</th> <th style="width:65%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 工業用水道施設対策</td> <td>下水道 管理者 (市、 県)</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 (追加)</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第4節 工業用水道施設対策	下水道 管理者 (市、 県)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 (追加)	<b>第13章 ライフライン施設等の応急対策</b> <b>■ 主な機関の措置</b> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">区分</th> <th style="width:15%;">機関名</th> <th style="width:65%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節 工業用水道施設対策</td> <td>下水道 管理者 (市、 県)</td> <td>1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 1(3) 受援体制の確立</td> </tr> </tbody> </table>			区分	機関名	主な措置	第4節 工業用水道施設対策	下水道 管理者 (市、 県)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 1(3) 受援体制の確立	対策の追加   表記の整理
区分	機関名	主な措置																	
第4節 工業用水道施設対策	下水道 管理者 (市、 県)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 (追加)																	
区分	機関名	主な措置																	
第4節 工業用水道施設対策	下水道 管理者 (市、 県)	1(1) 応急復旧活動の実施 1(2) 応援の要請 1(3) 受援体制の確立																	
189	<b>第6節 通信施設の応急措置</b> <b>3 市、県及び防災関係機関における措置</b> 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。			<b>第6節 通信施設の応急措置</b> <b>3 市、県及び防災関係機関における措置</b> 無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするため、速やかに各機関は、応急措置をとる。															
	<b>第14章 航空災害対策</b> <b>第1節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</b>			<b>第14章 航空災害対策</b> <b>第1節 中部国際空港・愛知県名古屋飛行場共通</b>															

頁	旧	新	摘要
192 193	<p><b>2 情報の伝達系統</b> 災害が発生した場合の通報連絡系統は、次のとおりである。</p> <p>(1) 民間航空機の場合（表中） 愛知県健康福祉部<u>医務国保課</u></p> <p>(2) 自衛隊機の場合（表中） 愛知県健康福祉部<u>医務国保課</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>2 情報の伝達系統</b> 災害が発生した場合の通報連絡系統は、次のとおりである。</p> <p>(1) 民間航空機の場合（表中） 愛知県健康福祉部<u>保健医療局医務課</u></p> <p>(2) 自衛隊機の場合（表中） 愛知県健康福祉部<u>保健医療局医務課</u></p> <p>（略）</p>	名称の変更
209	<p><b>第20章 住宅対策</b> <b>第5節 住宅の応急修理</b> <b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に<u>県が行う</u>救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第20章 住宅対策</b> <b>第5節 住宅の応急修理</b> <b>2 災害救助法の適用</b></p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u> なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>（略）</p>	表記の整理
220	<p><b>第4編 災害復旧・復興</b> <b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b> <b>第2節 激甚災害の指定</b> <b>2 激甚災害に係る財政援助措置</b></p> <p>(4) その他の財政援助及び助成 ウ <u>母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>第4編 災害復旧・復興</b> <b>第2章 公共施設等災害復旧対策</b> <b>第2節 激甚災害の指定</b> <b>2 激甚災害に係る財政援助措置</b></p> <p>(4) その他の財政援助及び助成 ウ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例</u></p> <p>（略）</p>	表記の整理
225	<p><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b> <b>第2節 被災者への経済的支援等</b> <b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p>	<p><b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b> <b>第2節 被災者への経済的支援等</b> <b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金 ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p>	表記の整理

頁	旧	新	摘要
225	<p>実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p><u>イ 県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市町村が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する事業に要する経費に対し、県費補助金を交付する。</u></p> <p>(2) (略)</p>	表記の整理
227	<p><b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b>  <b>第1節 商工業の再建支援</b>  <b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第5章 商工業・農林水産業の再建支援</b>  <b>第1節 商工業の再建支援</b>  <b>1 市及び県における措置</b></p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>県は、被災した中小企業に対する資金対策として、小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）等により、事業資金の融資を行う。また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p> <p>(略)</p>	表記の整理